

中小企業者等のみなさんを支援する制度を新設しました！



「山口市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援金」概要

市では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りながら事業を継続し、小売業や飲食業などを営む中小企業者等のみなさんを支援します。

◇支援金額

1事業者 **5万円**（1回限り）

※ 1事業者が複数店舗において感染症対策をしても一律5万円

◇対象事業者 以下の条件すべてを満たす者

- ① 市内に事業所を有する**中小企業**であること（法人・個人は問わない）
- ② 裏面の業種に該当し、**一般消費者向けに対面接客を行う常設店舗等を有すること**
- ③ 令和2年12月1日時点で事業を営み、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する対策を行っており、今後も引き続き対策を行うこと
- ④ **岐阜県**の新型コロナ対策実施店舗向け**ステッカーの交付を受けていること**、又は当該**ステッカーの申込みを行うこと**
- ⑤ 反社会的勢力ではなく、また反社会的勢力と密接な関係がないこと

◇対象経費

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組む対策に要する経費

※ 対策内容が不十分と判断される場合には、新たな対策をお願いすることがあります

◇受付期間

令和2年12月21日（月） ～ 令和3年**2月26日**（金） 必着

◇申請書類の入手先

山口市ホームページ、まちづくり・企業支援課窓口、各支所・出張所窓口

◇申請に必要な書類

- ① 交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 誓約書兼同意書
- ③ 新型コロナウイルス感染症対策を実施したことがわかる写真
- ④ 営業活動を行っていることがわかる書類、個人事業主にあっては身分を証する書類
- ⑤ 振込先の口座情報を確認する書類（金融機関、支店名、預金種類、口座番号、名義人（カナ）が確認できる通帳の写し等）。法人の場合は法人名義の口座

◇申請方法

郵送 ※感染防止のため、郵送での申請にご協力をお願いします

◆交付対象となる事業者

業種	事業者例	備考
小売業	日用品店、農産物直売所、食料品販売店、菓子店、パン屋、酒屋、靴屋、衣料品店、雑貨屋、文房具屋、書店、自動車販売店、カー用品店、家電販売店、園芸用品店、花屋、農業用器具店、ガソリンスタンド、燃料販売店、鍵屋、金物店、家具店、仏具店、石材店、薬局、化粧品店、スポーツ用品店、楽器販売店、玩具店、釣り具店、時計・眼鏡販売店、中古品販売店、ペットショップ、新聞販売店など	通信販売やネットショップなど、対面接客を伴わない店舗は対象外
運輸業	タクシー、バスなど（道路旅客運送業）	
不動産業	不動産代理業、不動産仲介業、貸家仲介業などを行う店舗など	対面接客を伴わない不動産管理業等は対象外
宿泊業	旅館、ホテルなどの宿泊施設	
飲食業	飲食店、レストラン、居酒屋、スナック、バー、持ち帰り・配達飲食サービス業など	対面接客を伴わない店舗は対象外
生活関連サービス業	クリーニング業、理容・美容業、あん摩・マッサージ・整骨院、エステティック業、ネイルサロン、旅行代理店、結婚相談所、葬儀業、写真プリント業・写真スタジオ、居住ケアサービス業、宿泊施設のない社会事業、動物病院など	コインランドリーは対象外
学習支援業	学習塾、語学教室、音楽教室、そろばん教室、書道教室、ダンス教室、体操教室など	通信教育、家庭教師などは対象外
娯楽・レクリエーション業	スポーツ施設、ゴルフ練習場、フィットネスジム、カラオケボックス、麻雀店、パチンコ店など	

◆交付対象とならない事業者

農林漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・水道業、運輸業（旅客運送業を除く）、郵便業、卸売業、金融業、保険業、物品賃貸業、医療・福祉・市の委託により公共施設を運営している事業者、その他一般消費者向けの対面接客を行わない業種

【申請およびお問い合わせ先】

〒501-2192
 岐阜県山県市高木1000番地1
 山県市役所 まちづくり・企業支援課
 0581-22-6831



山県市名山めぐりイメージキャラクター
山県さくら